

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、及び岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する者をいう。

3 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者から構成される集団をいう。なお、第3の目的を遂行するにあたり、中小企業等グループの構成員に、中小企業者以外の者が一部入ることを妨げない。

4 この要綱において「復興事業計画」とは、東日本大震災に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(交付の目的)

第3 補助金は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(交付対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になっ

たもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な県内に所在する施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業に要する経費とする。

- 2 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、県内に施設及び設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。
- 3 前2項における交付対象経費については、別表のとおりとする。

(補助率等)

第5 補助金の額は、第4に規定する施設及び設備の復旧・整備等並びに商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業に要する経費の4分の3以内とする。

- 2 中小企業者以外の会社の施設及び設備の復旧・整備等に要する経費については、前項において「4分の3以内」とあるのは「2分の1以内」と読み替える。

(復興事業計画の認定)

第6 中小企業等グループは、復興事業計画を作成し、岩手県知事(以下「知事」という。)が定めるところにより、これを知事に提出して、その復興事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 知事は、前項の規定により復興事業計画の提出があったときは、次の各号のいずれの要件にも該当するかを審査する。

(1) 中小企業等グループが次のいずれかの機能を果たすと見込まれること。

ア 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること。

イ 事業規模や雇用規模が大きく、岩手県の経済・雇用への貢献度が高いこと。

ウ 岩手県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。

(2) 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

ア 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。

イ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

(3) 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等の属する市町村が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域（以下「特定被災区域」という。）であって、かつ、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域であること。

3 前項の要件については、商店街等にあつては、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。

ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。

イ 当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められること。

ウ 今後の当該地方公共団体におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。

(2) 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

(3) 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事務所等の属する市町村が、特定被災区域であつて、かつ、東日本大震災により甚大な被害を受けた津波浸水地域であること。

4 復興事業計画の認定に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

(交付申請)

第7 知事は、前条の規定に基づき認定した復興事業計画に係る第4第1項に規定する経費について予算の範囲内で補助金を交付する。

2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の規定に基づき補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

3 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、

当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定及び通知）

第 8 知事は、第 7 の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは補助金の交付決定を行い、様式第 2 による補助金交付決定通知書により中小企業等グループ又はその構成員に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第 7 第 3 項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、第 7 第 3 項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 9 中小企業等グループ又はその構成員は、第 8 の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その交付決定の通知を受けた日から 20 日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

第 10 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第 3 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変

更についてはこの限りでない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第 11 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、様式第 4 による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

- 第 12 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第 5 による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(債権譲渡の禁止)

- 第 13 中小企業等グループ又はその構成員は、第 8 の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 知事が第 16 の規定に基づく確定を行った後、中小企業等グループ又はその構成員が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、中小企業等グループ又はその構成員が知事に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、中小企業等グループ又はその構成員から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、中小企業等グループ又はその構成員に対して有する請求債権については、譲

渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、中小企業等グループ又はその構成員による債権譲渡後も、中小企業等グループ又はその構成員との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら中小企業等グループ又はその構成員と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて中小企業等グループ又はその構成員が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第1項の規定に基づき、同規則第2条第9号に規定する支出命令者が同条第6号に規定する会計管理者等に対して支出命令を発した時に生ずるものとする。

（状況報告）

第14 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、様式第6により、速やかに状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第15 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は3月20日のいずれか早い日までに、様式第7による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月20日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第16 知事は、第15の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現

地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 10 に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業等グループ又はその構成員に通知する。

- 2 知事は、中小企業等グループ又はその構成員に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 15 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第 17 補助金は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。

- 2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 8 による補助金精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定等の取消し等）

第 18 知事は、第 11 による承認をしたときは、第 8 による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- 2 知事は、中小企業等グループ又はその構成員が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 4 知事は、第 2 項に基づく取消しを行い、前項に基づく補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 5 第 3 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 16 第 3 項の規定を

準用する。

(補助金の経理及び書類の保存)

第 19 中小企業等グループ又はその構成員は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（第 22 第 1 項の規定により処分が制限される財産に限る。）に係る書類については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年通商産業省告示第 360 号）別表に掲げる期間（以下「処分制限期間」という。）（当該期間が 5 年間に満たない場合にあつては、5 年間）これを保存しなければならない。

2 中小企業等グループ又はその構成員は、前項の証拠書類を補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があつたときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 20 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 9 により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

3 第 16 第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(財産の管理)

第 21 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業により中小企業等グループ又はその構成員が取得し又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 22 取得財産等のうち、規則第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、次に掲げる財産とする。

- (1) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- (2) 規則第 19 条第 1 項第 1 号又は前号に掲げるものの従物
- (3) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産（第 1 号及び前号に掲げるものを除く。）

2 中小企業等グループ又はその構成員は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を他の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下「取得財産等の処分」という。）ときは、様式第 10 により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過した場合は、この限りではない。

3 中小企業等グループ又はその構成員が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、知事は、当該取得財産等が処分制限期間を経過している場合を除き、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(立入検査等)

第 23 知事は、予算の執行の適正を期するため、中小企業等グループ又はその構成員に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を附さなければならない。

(その他必要な事項)

第 24 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 10 日から施行し、東日本大震災による災害復旧にかかる補助事業から適用する。

附 則

この改正された要綱は、平成 25 年 5 月 17 日から施行し、平成 25 年度予算事業に係る補助事業から適用する。ただし、改正前の要綱により交付された平成 23 年度、平成 24 年度予算の補助事業のうち、やむを得ない理由により補助事業を完了することができないと知事が認め、再度交付の決定を行う補助事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱第 23 の規定は、平成 27 年度以降の予算に係る補助金から適用する。
- 3 平成 25 年 5 月 17 日施行の改正による改正前の要綱(以下「改正前の要綱」という。)により交付された平成 23 年度及び平成 24 年度予算の補助事業のうち、やむを得ない理由により補助事業を完了することができないと知事が認め、再度交付の決定(複数回交付の決定を行った場合を含む。以下「再交付」という。)を行う補助事業に対する要綱第 6 及び第 8 の適用については、改正前の要綱の例による。
- 4 やむを得ない理由により補助事業を完了することができないと知事が認め、再交付を行う補助事業については、再交付を行う前にこの要綱による交付決定を受けた日から再交付を行うまでの間に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。

附 則

この改正された要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から施行し、平成 27 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表

交付対象経費	内 訳
施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又その構成員の資産として計上するもの
新商品・新サービス開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費
販わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成料含む）、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費

- ・上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の現状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下、「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。
- ・上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。

様式第 1

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
構成員 代表者

平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付申請書

標記の補助金に係る事業を下記のとおり行いますので、岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱第 7 の規定に基づき補助金の交付を申請します。

記

1. 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

2. 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

(別紙 1 「補助事業計画書」のとおり)

3. 補助事業完了予定期日 年 月 日

(注) 1. 県が認定した中小企業等グループの復興事業計画を添付すること。

2. 交付申請書において、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金交付申請額

3. 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

補助事業計画書

事業内容

1. 中小企業等グループの概要
2. 中小企業等復旧・復興支援事業費補助金の対象とする施設・設備等の名称・仕様、施設・設備等ごとの所要経費及び設置場所

(1) 設備等の名称

(2) 設置場所 ○○県○○郡○○市町村○○丁目○○番地

(3) 施設・設備等の内容及び取得費

○○設備等

○○○○円

経費の配分

(単位：円)

補助事業に 要する経費	補助対象経費	負 担 区 分		備考
		グループ 又は構成員 負担額	補助金 申請額	

様式第 2

岩手県指令番号

住所

代表法人名
構成員名

(中小企業等グループ名)

年 月 日付け第 号で申請のあった中小企業等復旧・復興支援事業に要する経費に対し、岩手県補助金交付規則(昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。)第 5 条の規定により、次の条件を付けて、中小企業等復旧・復興支援事業費補助金 円を交付します。

年 月 日

岩手県知事

1. 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け第 号をもって申請があった平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付申請書(以下「申請書」という。)の記載のとおりとする。
2. 補助事業に要する経費の配分は、申請書に添付した補助事業計画書のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
4. 岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第 10 ただし書に規定する補助事業の内容及び経費の配分の変更のうち軽微な変更とは、前記 1. により定められた事業内容のうち、
 - ① 復旧事業に要する経費(補助金の交付の対象となる経費に限る)の 10 パーセント以内の減少の変更である場合
 - ② 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合をいう。
5. 補助金の額の確定は、補助対象事業に要した実支出額に交付要綱第 5 に規定する補助率を乗じて得た額又は補助金の交付決定額のいずれか低い額とする。
6. 補助事業者は、交付要綱第 1 に掲げる法令及び交付要綱で定めるところに従わなければならない。
7. 補助金に係る消費税等相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額することとなる。

様式第3

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名
┌ 代表法人 代表者
└ 構成員 代表者

平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金に係る補助事業の内容
(経費の配分) の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の
内容(経費の配分)を下記のとおり変更したいので、岩手県中小企業等復旧・復興支援事業
費補助金交付要綱第10の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

(1) 補助事業の内容

変 更 前	変 更 後

(注) 1. 補助事業計画書に準じて記入のこと

2. 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

(2) 経費の配分

中小企業等復旧・復興支援事業費補助金

(単位：円)

補助事業に 要する経費		補助対象経費		負担区分				備 考
				グループ (又は構成員) 負担額		補助金 申請額		
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	

(3) 補助事業完了予定期日

変更前 年 月 日

変更後 年 月 日

様式第 4

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
{ 構成員 代表者

平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金に係る補助事業の中止
(廃止) 承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を
下記の理由により中止 (廃止) したいので、岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助
金交付要綱第 11 の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 補助事業者名
2. 中止 (廃止) する理由
3. 中止の期間 (廃止の時期)

(注) 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第5

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
{ 構成員 代表者

平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金に係る補助事業遅延等
報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業に
ついて、下記のとおり事故があったので、岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金
交付要綱第12の規定に基づき報告します。

記

1. 補助事業の進ちょく状況
2. 同上の要した経費
3. 事故の内容及び原因
4. 事故に対する措置
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

- (注) 1. 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2. 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第 6

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
構成員 代表者

平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の遂行状況を岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱第 14 の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

(金額単位:円)

補助金交付決定		概算払年月日	概算払金額	事業遂行状況
通知年月日	通知額			

(注) 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第7

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
 構成員 代表者

平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金に係る補助事業の実績
報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業を
完了（廃止）しましたので、岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱第 15
の規定に基づき下記の書類を添えて報告します。

記

中小企業等復旧・復興支援事業費補助金支出表

(単位：円)

補助事業に 要した経費	補助対象 経 費	負担区分		備 考
		補助事業者 負担額	補助金額	

(注) 1. 実績報告書において、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

2. 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。

様式第8-1

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
{ 構成員 代表者

平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱第17の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金 円

1. 交付決定額
2. 概算払受領済額
3. 今回請求額
4. 残 額

(注) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第8-2

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
{ 構成員 代表者

平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱第17の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

金 円

1. 交付決定額
2. 補助金確定額
3. 概算払受領済額
4. 今回請求額
5. 残 額

(注) 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第9

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
{ 構成員 代表者

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

岩手県中小企業等復旧・復興支援事業費補助金交付要綱第20第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

- (注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
2. 課税事業者の場合であっても、単純に補助金に消費税率を乗じた額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。
3. 本様式は、日本工業規格A4判とすること。

様式第 10

番 号
年 月 日

岩手県知事 様

中小企業等グループ名

{ 代表法人 代表者
{ 構成員 代表者

平成 年度中小企業等復旧・復興支援事業費補助金に係る取得財産等の処分
承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助事業に関
し取得した財産等を下記のとおり処分したいので、岩手県中小企業等復旧・復興支援事業
費補助金交付要綱第 22 第 2 項の規定に基づき承認を申請します。

記

1. 取得資産の品目及び取得年月日
2. 取得価格及び時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由

(注) 本様式は、日本工業規格 A 4 判とすること。